

京都市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に居住する判断能力が十分でない認知症等高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）をする場合における手続等について定めるとともに、その他成年後見制度利用に係る費用の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（審判請求の申出）

第2条 審判請求を申し出ようとする者（以下「申出者」という。）は、市長による法定後見・保佐・補助開始申立ての申出書（第1号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち市長が提出の必要がないと認めた場合はこの限りではない。

（1）診断書

審判の対象者（以下「本人」という。）の判断能力判定について医師の意見を記したもの

（2）親族状況調査書

本人の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の氏名、生年月日、現住所及び親族関係を記したもの

（3）請求不能事由書

親族等による審判の請求が行われない事由を記したもの及びその関係書類

（4）関係機関調査書

本人に関わっている保健、医療及び福祉関係機関等の利用状況等を記したもの

（5）その他市長が必要と認めるもの

（要件の審査）

第3条 市長は、審判請求を行うか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考察するものとする。

（1）本人の判断能力の程度

（2）親族等の存否、親族等による本人保護の可能性及び親族等が審判の請求を行う意思の有無

（3）保健、医療及び福祉サービスの活用による本人に対する支援策の効果

（4）その他市長が確認を必要とする事項

（審判請求の決定）

第4条 市長は、審判請求を行うことが適当と認めたとき又は不適当と認めたときは、市長による法定後見・保佐・補助開始申立て決定（却下）通知書（第2号様式）を、申出者に通知するものとする。

（審判請求の手続）

第5条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用、その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによるものとする。

（費用の償還）

第6条 市長は、審判請求に基づき審判が行われ、法第8条に規定する成年後見人、法第12条に規

定する保佐人又は法第16条に規定する補助人(以下「成年後見人等」という。)が選任された場合には、審判請求のために要した費用について、法第702条その他の規定に基づいて、成年後見人等を通じ、本人に対して当該費用の償還を請求するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

(親族等への情報提供)

第7条 市長は、第3条第2号において、市長又は申出者等が親族等に対して当該親族等による審判の請求を行う意思の有無を確認する場合には、京都市個人情報保護条例第8条第1項第4号に基づき、本人の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、京都市個人情報保護条例に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(対象者)

第8条 後見開始の審判等に要する費用(以下「審判請求に要する費用」という。)に係る支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する被保佐人若しくは法第16条に規定する被補助人(以下「成年被後見人等」という。)又は当該者に代わり後見開始の審判等を請求する者(以下「申立代理人」という。)とする。なお、申立代理人がいる場合は、成年被後見人等及び申立代理人のいずれもが、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者かつ別表1(2)及び(3)を満たすもの。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者かつ別表1(2)及び(3)を満たすもの。
- (3) 別表1で規定する要件に該当する者
- (4) その他当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者

2 後見人等報酬の支給対象者は、前項各号のいずれかに該当する成年被後見人等とするほか、成年後見人等が成年被後見人等の四親等内の親族でないこととする。

(費用の支給)

第9条 市長は、次の各号に掲げる費用の全部又は一部について、支給することができる。

- (1) 法第7条の規定による後見開始の審判、法第11条の規定による保佐開始の審判又は法第15条第1項の規定による補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」という。)を請求する者又は申立代理人が行う当審判請求に要する費用
- (2) 法第862条の規定により成年被後見人等が成年後見人等に付与する報酬(以下「後見人等報酬」という。)

2 審判請求に要する費用に対する支給の対象は、審判の請求に必要な次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用

3 後見人等報酬に対する支給対象額は、法第862条、法第876条の5第2項及び法第876条の10第1項の規定による報酬付与の審判が行われた場合において、家庭裁判所が決定する報酬額とする。ただし、成年被後見人等が施設に入所等している場合は月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

4 第8条第1項第1号から3号または第8条第2項の規定に基づき後見人等報酬及び審判請求費用を支給する際において、別表1（2）ただし書きの規定を適用する場合の支給額は、預貯金等から前項に定める上限の範囲内で算定した支給金額を控除した額と50万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）との差額を支給する。

5 後見人等報酬の支給対象期間は、市長への支給申請受付日から起算して2年間とする。

（支給の申請）

第10条 支給対象者又は成年後見人等（以下「申請者」という。）は、成年後見制度利用支援事業支給金申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし本申請に係る代理権が成年後見人等に付与されている場合は、成年被後見人等が申請することはできない。

2 審判請求に要する費用に対する支給申請は、審判確定日から起算して1年以内に行わなければならない。

（資産状況等の報告）

第11条 市長は、前条の規定により審判請求に要する費用又は後見人等報酬を支給するときは、申請者に対し、支給対象者の資産状況等について報告を求めることができる。

（支給の決定等）

第12条 市長は、第10条の規定による申請があったときは、その資産状況等を審査し、成年後見制度利用支援事業支給金支給（不支給）決定通知書（第4号様式）により、決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に通知する。

（支給金の請求）

第13条 支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、必要な書類を添えて支給金の交付を請求するものとする。

（報告義務）

第14条 受給者又は成年後見人等は、受給者の資産状況等に変化が生じたときは、資産状況等変更報告書（第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

（支給決定の取消等）

第15条 市長は、審判請求に要する費用又は後見人等報酬の支給を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、支給額の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（1） 支給対象者の資産状況等の変化により第8条の要件を満たさなくなったとき

（2） 偽りその他不正の手段により助成金を受給したとき

（3） その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき

（支給金の返還）

第16条 市長は、審判請求に要する費用又は後見人等報酬の支給後に、前条の規定により支給決定の取り消し等を行ったときは、受給者に対し既に支給した決定額のうち全部又は一部の返還を請求することができる。

（未支給の支給金）

第17条 成年被後見人等が市外に転出又は死亡した場合において、その者に支給すべき審判請求に要する費用又は後見人等報酬で支給しなかったものがあるときは、申請者又はその者の成年後見人等であった者は第10条の規定により申請することができる。ただし、当該転出又は死亡時に成年被後見人等に預貯金がある場合、第9条第3項に定める上限の範囲内でその預貯金から後見人等報

酬額を控除してなお不足する額のみ支給する。

2 前項の場合において、死亡した成年被後見人等に債務が残り、当該預貯金からその債務の整理が行われるときは、申請者又はその者の成年後見人等であった者が支払うべき債務額を明らかにした場合に限り、当該債務額を控除した預貯金から後見人等報酬額を控除してなお不足する額を支給する。

3 前2項の場合において、死亡時に成年被後見人等に預貯金があるにもかかわらず、申請者又はその者の成年後見人等であった者が後見人等報酬額を控除せず相続人に預貯金を引き継いだ後に支給申請を行ったときは、支給しないことがある。

(譲渡及び担保の禁止)

第18条 審判請求に要する費用又は後見人等報酬の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第19条 この要綱の実施において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による、改正前の成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱に基づき選任された後見人等に係る報酬の支給対象期間については、平成25年3月31日まで、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和４年４月１日から施行する。

ただし、第９条第４項に掲げる規定は、令和４年６月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長による法定後見・保佐・補助開始申立ての申出書（第１号様式）、市長による法定後見・保佐・補助開始申立て決定（却下）通知書（第２号様式）、成年後見制度利用支援事業支給金支給（不支給）決定通知書（第４号様式）、資産状況等変更報告書、（第５号様式）については、当面の間、従前の様式によることができる。

別表 1

以下の（１）から（３）の全てを満たす者

（１）市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）

（２）預貯金等（生命保険除く）の額が、単身世帯で５０万円（世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額）以下であること。ただし、預貯金等から後見人等報酬を控除した場合において預貯金等の額が上記基準を下回る場合も含む。また、当該報酬対象期間中に、社会通念上当該成年被後見人の身上保護に必要とは認められない支出があった場合、当該支出を加算した額を預貯金額とみなすことがある。

（３）世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

(第1号様式)

市長による法定後見・保佐・補助開始申立ての申出書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申 出 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話
-------------	-------------------------	---------------------------------

下記の対象者に対し、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、民法第7条、第11条、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求手続において、「成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱」に基づく、市長による法定後見・保佐・補助開始申立てを申し出ます。

対 象 者	ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日生 (歳)
	住所 〒 —	
	(上記の住所が住民票の住所と異なる場合は、住民票の住所を記入してください。) 〒 —	

(申出理由)

--

(注) この申出書には、対象者に関する次の書類を添付してください。

(1) 家族状況調査書

- ・ 2 親等内親族関係図
- ・ 2 親等内親族の住所地（住民票など）
ただし、3 親等及び4 親等の存在が明らかに場合は含めること

(2) 対象者の診断書

- ・ 判断能力の状況が分かるもの

(3) その他必要書類

- ・ 介護保険等のサービスを利用している場合は、その状況が分かるもの
- ・ 親族への申立意思確認を行った場合は、その回答書類

(第 2 号様式)

年 月 日

市長による法定後見・保佐・補助開始申立て

決定
却下

通知書

宛先 (法人にあっては、名称及び代表者名)

様

京都市長

年 月 日付で申出のあった「市長による法定後見・保佐・補助開始申立て」について
以下のとおり決定しましたので通知します。

☐ 年 月 日付で市長による申立てを行った
☐ 市長による申立てを行わない (申立てを行わない理由)

(第3号様式の1)

成年後見制度利用支援事業支給金申請書(審判請求費用)

(宛先)京都市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、申請者及び世帯員の収入の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

申請日	年 月 日							
(申請立者)	フリガナ 氏名			本人との 関係	本人・配偶者・親・子 その他()			
	住所	〒		—		電話番号 ()		
後見人等	フリガナ 氏名			職業 申請者 との関係	専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士) その他()			
	住所	〒		—		電話番号 ()		
等(被後見人本人)	フリガナ 氏名			後見等 の類型	申立時	後見・保佐・補助		
					審判	後見・保佐・補助		
	住所	〒		—		電話番号 ()		
申請資格 (該当する 番号に○)	申請者	1 生活保護受給者(受給開始日: 年 月 日～) 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 資産等の基準を満たす生活保護受給者に準ずる者						
	本人	1 生活保護受給者(受給開始日: 年 月 日～) 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 資産等の基準を満たす生活保護受給者に準ずる者						
申請額	円			(内訳)	収入印紙	円	切手	円
					精神鑑定	円	診断書	円

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人のことをいう。

※後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のことをいう。

☐ 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。※京都市会計室への手続が必要です。 ☐ 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 ☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。														
金融機関名				店舗名				預金種目			口座番号			
								☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他						
口座名義 (フリガナ)														
口座名義 (漢字等)														

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

※ 支給決定通知書送付後、上記口座に振込手続きを行います。

【添付書類チェックリスト】 ※各種公的書類は3箇月以内に取得したものとする。

(提出必須書類)

- ☐ 審判書謄本の写し
- ☐ 審判確定が分かる書類(登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等)
※保佐、補助の場合は代理権が分かるもの(登記事項証明書等)
- ☐ 審判確定後、裁判所に提出した財産目録等の写し(裁判所が提出不要と判断した場合を除く)
- ☐ 支出証拠書類(領収書、切手返還書、精神鑑定費用保管金受領書等)
- ☐ 預金通帳の写し(審判日から申請日までの期間)
- ☐ (被後見人等が死亡した場合)債務報告書、死亡診断書等の死亡日が分かるもの
- ☐ 資産等申告書(別紙1)及び添付書類(預金証書の写し、有価証券等の写し)
- ☐ その他市長が必要と認めるもの

(生活保護受給者)

- ☐ 生活保護受給証明書(原本)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者)

- ☐ 本人確認証の写し

(資産等の基準を満たす生活保護受給者に準ずる者) ※世帯員がいる場合は世帯員全員の下記書類も提出

- ☐ 市民税非課税証明書(原本)
- ☐ 住民票の写し(原本)

ただし、生計が別の場合は市民税非課税証明書は不要

成年後見制度利用支援事業支給金申請書(報酬)

(宛先)京都市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、申請者及び世帯員の収入の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

申請日	年 月 日			
(被後見人等) 申請者	フリガナ		後見等の 類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助
	氏名			
	住所	〒 ー 電話番号 ()		
	施設入所・入院の場合の住所・施設名	〒 ー 電話番号 ()		
(後見人等) 代理人	フリガナ		電話 番号	() ー
	氏名			
	住所	〒 ー		
	職業・申請者との関係	専門職(弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 行政書士) 親族(本人との関係:) ・ その他()		
申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者(受給開始日: 年 月 日～) 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 資産等の基準を満たす生活保護受給者に準ずる者			
申請額	円	報酬付与 対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
これ以前の本制度 利用申請の有無	☐ 有 (年 月 日付 交付・不交付決定通知) ☐ 無			

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人のことをいう。

※後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のことをいう。

※後見人等が四親等内の親族の場合は支給を受けられない。

振込口座	☐ 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。※京都市会計室への手続が必要です。 ☐ 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 ☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。															
	金融機関名				店舗名				預金種目				口座番号			
									☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他							
	口座名義 (フリガナ)															
口座名義 (漢字等)																

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください

※ 支給決定通知書送付後、上記口座に振込手続を行います。

【添付書類チェックリスト】 ※各種公的書類は3箇月以内に取得したものとする。

(提出必須書類)

- ☐ 報酬付与審判書謄本の写し
- ☐ 報酬付与審判申立書及び添付資料一式の写し
- ☐ (保佐・補助の場合)代理権がわかるもの(登記事項証明書の写し等)
- ☐ 預金通帳の写し(審判日から申請日までの期間)
- ☐ (別紙4)居所報告書(報酬支給)
- ☐ (報酬付与対象期間が就職の日の場合)登記事項証明書の写し
- ☐ (被後見人等が死亡した場合)債務報告書、死亡診断書等の死亡日が分かるもの
- ☐ 資産等申告書(別紙1)及び添付書類(預金証書の写し、有価証券等の写し)
- ☐ その他京都市が報酬助成の審査に必要と認める資料

(生活保護受給者)

- ☐ 生活保護受給証明書(原本)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者)

- ☐ 本人確認証の写し

(上記以外の申請者) ※世帯員がいる場合は世帯員全員の下記書類を提出

- ☐ 市民税非課税証明書(原本)
- ☐ 住民票の写し(原本)

ただし、生計が別の場合は市民税非課税証明書は不要

成年後見制度利用支援事業支給金支給(不支給)決定通知書

様

京 都 市 長
保健福祉局介護ケア推進課
担当 213-5871

年 月 日 に申請のありました、標記の支給金について、次のとおり決定しましたので、
通知します。

決定内容	支給決定		・		支給却下		
支給額	審判請求費用	円	(内訳)	収入印紙	円	切手	円
				精神鑑定	円	診断書	円
	後見人等報酬	円					
被後見人等氏名							
被後見人等住所							
後見人等氏名							
後見人等住所							
却下・減額理由							
備考							

交付条件

- 1 本人又は後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに市長に報告して下さい。
- 2 偽りその他不正の手段により支給金を受けた場合や決定の内容以外の目的で支給金を使用した場合には、支給金の全部又は一部の返還を求められます。

(第5号様式)

年 月 日

資産状況等変更報告書

(宛先) 京都市長

代理人（後見人等）住所

氏名

本人（被後見人等）住所

氏名

このたび、本人（被後見人等）の状況に変化が生じたので、次のとおり報告します。

変更のあった 内容	事由発生年月日 年 月 日